

測定代行誓約事項

(基本方針)

1. 大型放射光施設 (SPring-8) 設置の趣旨にかんがみ、測定代行は平和目的に限定する。測定に立ち会う場合は、作業は行わず他の利用研究者等との良好な関係を確保すること。なお、公益財団法人高輝度光科学研究センター (以下、「財団」という。) が行う安全及び管理のための指示に従い、関係法令、財団の規程、規則及び各種手続き等を遵守すること。

(損害保険)

2. 利用実験実施等に際し、不慮の事故に備えて傷害保険及び賠償責任保険又はこれらと同等の保険に加入するとともに、共同実験者が学生の場合は、これら保険に加入していることを確認すること。

(測定代行内容確認書)

3. 財団は、測定代行内容確認書を申請者 (実験責任者) に発行し、確認書の範囲で測定代行を行う。申請者は、測定代行を依頼した試料等 (以下「測定試料等」という。) に関する情報を財団に提供する。

(安全対策)

4. 申請者は、測定試料等に対し、十分な安全対策等を施す。

(協力)

5. 財団は、測定代行に関する支援を検討するにあたり、申請者の同意を得た内容について、申請者に対し意見等を求めることができるものとし、申請者は必要な協力を行う。

(利用の変更)

6. 予定されていた利用時間の変更 (減少) を希望する場合は、利用日の 1 週間前までに、財団に書面にて通知し、了解を得ること。

(利用の終了)

7. 財団は、測定代行が終了したときは、その結果を財団の定める実施報告書に基づき、申請者に発行する。なお、実施報告書の発行後、修正等が必要となったときは、新規に実施報告書を発行する。また、実施報告書と共に、返却可能な測定試料等を申請者に返却する。返却に係わる費用は、申請者が負担する。

(SPring-8 ビームタイム利用報告書)

8. 測定代行の終了後、速やかに「SPring-8 ビームタイム利用報告書」を財団に提出すること。また、「SPring-8 ビームタイム利用報告書」の印刷、発行、統計処理に必要な加工を財団が自由に行うことに同意すること。

(ビーム使用料)

9. 財団は、提出された「SPring-8 ビームタイム利用報告書」を基に利用時間を確定し、それに伴うビーム使用料 (時期指定利用 180,000 円 / 2 時間、1 時間あたり 90,000 円) を、「SPring-8 測定代行同意書」に同意した者に対して請求する。請求をされた者は、請求された金額を請求日から 60 日以内に財団が指定する銀行口座に振り込むこと。振り込み手数料は振り込み者の負担とすること。

(消耗品費)

10. 財団は、提出された「SPring-8 ビームタイム利用報告書」を基に利用時間を確定し、それに伴う消耗品費 (定額分: 2,640 円 / 2 時間、1 時間あたり 1,320 円、従量分: 利用実験の際に使用した財団が指定する消耗品等の金額) を、「SPring-8 測定代行同意書」に同意した者に対して請求する。請求をされた者は、請求された金額を請求日から 60 日以内に財団が指定する銀行口座に振り込むこと。振り込み手数料は振り込み者の負担とすること。

(利用時間の減少)

11. 施設の装置の故障等により、予定していた利用時間が減少、又は SPring-8 を利用出来なかった場合は、利用時間について財団と協議の上、ビーム使用料及び消耗品費を確定すること。利用時間の減少等に伴って損害が生じた場合、財団に対してその賠償請求を行わないこと。減少した利用時間の補填を請求しないこと。上記以外の原因により、利用時間が減少した場合は、予定していた利用時間に対するビーム使用料および消耗品費を、財団からの請求に従い支払うこと。

(秘密の保持)

12. 財団は、提出された利用申請の書類の取扱及び保管を厳格に行い、利用申請の内容に係わる秘密を保持し、第三者に開示又は漏洩させないものとする。申請者から提出された測定試料等及び測定結果の管理責任は財団が持ち、申請者は財団の要請に基づき必要な協力を行う。財団は事前に申請者と合意した事項以外は公表しない。この秘密保持の期間は、申請者が本誓約により誓約した日から 3 年間とする。

(利用研究成果)

13. 測定代行により得られた成果は、「SPring-8 測定代行同意書」に同意した者に帰属することとする。ただし、SPring-8 を利用した成果を含む科学技術論文、書籍等の印刷物には「(課題番号)として大型放射光施設 SPring-8 を利用した結果である。」ことを記述するとともに、出版後、研究成果データベースに成果の登録を行うこと。

(特許等)

14. 測定代行により得られた成果に属する発明又は考案について、特許又は実用新案を出願した場合には、公開後速やかに財団に報告すること。

(事故等)

15. 事故及び災害の際は、実験責任者が責任をもって対処し、速やかに財団へ連絡すること。

(測定代行の停止)

16. この誓約書に規定する事項を守らなかった場合、財団に提出する書類に虚偽の記載があることが判明した場合、もしくは、SPring-8 の運営に支障をきたすと財団が判断した場合は、財団が行う測定代行の停止等の指示に従うこと。

(免責事項)

17. SPring-8 を利用することによって利用者に発生した損害・損失等は、財団の故意又は重大な過失によらない限り、財団は一切の責任を負わないことに同意すること。

(賠償責任)

18. 故意又は重大な過失によって SPring-8 及びそれに附属する施設、設備並びに物品その他に損害を及ぼしたときは、損害の全部又は一部を賠償すること。

(紛争処理)

19. この誓約書について疑義又は紛争が生じたときは、相互に協議、解決を図ると共に日本国の法律に基づき SPring-8 の所在地の裁判所において解決すること。